

岩手県監査委員告示第31号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第18号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年5月13日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象団体名 公益財団法人岩手県文化振興事業団

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年12月4日

イ 本監査実施日 平成28年2月9日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費交通費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	旅行完了後著しく遅れて支給していた旅費交通費の支給については、今後、当該団体とより緊密に連携し、生涯学習文化課職員による実地検査を定期的に行い、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象団体名 株式会社図書館流通センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年1月19日

イ 本監査実施日 平成28年2月16日

（3） 監査結果の公表の日 平成28年3月4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、岩手県立図書館の運営業務に関する基本協定書に規定する購入備品管理簿を整備していないものが1件、500,000円あつたので、適正な事務の執行に努められたい。	整備していなかった購入備品管理簿については、購入備品管理簿の提出を求め、整備されたことを確認した。 今後は、毎月、購入備品の有無と購入備品管理簿を確認し、再発防止に努めることとした。